

審査基準

令和2年3月23日作成

法令名	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
根拠条項	第3条の3
処分の概要	運搬証明書の再交付
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法令の定め	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令第3条の3（運搬証明書の再交付）
審査基準	
標準処理期間	2日
申請先	申請書は、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課に提出してください。
問い合わせ先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備考	